

令和8年度

長岡市販路開拓エキスパート活用促進補助金

公募要領

長岡市 商工部 産業支援課

## 1 制度の概要

市内中小企業者等が販路開拓に向け、専門機関等を活用して行うコンサルティングや市場調査及び国内見本市への出展等に取り組む事業者に対して補助金を交付します。

<p>対象事業 対象経費</p>	<p>■事業化促進事業 【補助対象事業】 コンサルティング、市場調査、消費モニター調査、インターネット広告、パッケージデザイン開発 など 【補助対象経費】 報償費、旅費、印刷製本費、委託・外注費</p> <p>■見本市出展事業 【補助対象事業】 国内における展示会、見本市への出展 【補助対象経費】 出展料、装飾費、輸送費、旅費、委託・外注費 ※ 備品購入費及び自らが輸送する際に係る経費(ガソリン代、高速道路料金、駐車場代等)は対象外 ※ 消費税及び地方消費税は対象外</p>
<p>補助率 ・ 補助額</p>	<p>■事業化促進事業、見本市出展事業 補助対象経費の2分の1以内、25万円上限 ※補助金交付決定前に支払った経費は対象とすることはできません。 ただし、<u>交付申請後で、交付決定前に支払う必要のある経費については、事前相談のうえ、対象事業とすることがあります。</u></p>
<p>対象者</p>	<p>市内に事業所を有する中小企業者等(ただし、下記に該当する業種を除く) ※補助対象外業種 (1) 農業及び林業 (2) 漁業 (3) 狩猟業 (4) 金融・保険業(生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。) (5) 娯楽業のうち風俗関連営業 (6) 競輪、競馬等の競走場及び競技団 (7) パチンコホール (8) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場 (9) 芸き業及び芸き周旋業 (10) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業 (11) 集金業・取立業(公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。) (12) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの (13) 易断所、観相業及び相場案内業 (14) 学校(学校法人が経営するもの) (15) 通訳案内業 (16) 不動産鑑定業 (17) 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体 (18) LLP(有限責任事業組合) (19) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業 (20) 前各号に掲げる業種のほか、市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不相当と認める種類の営業</p>

## ○補助対象とならない事業

下記に該当する場合は補助対象としません

- (1) 補助金の交付決定前に実施する事業 ※一部例外あり
- (2) 令和8年度中に終了しない事業

## ○補助対象期間

原則として、交付決定日から事業が完了する日（最長で令和9年2月28日）までです。

ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、事前にご相談いただき、交付申請日から交付決定日の間も対象とすることがあります。

## 2 補助金の申請方法

### (1) 募集期間

令和8年5月1日（金）より随時（予算額に達した時点で終了）

### (2) 補助金の申請

電子申請フォームを利用してください。[myyux?44q1tktwr3u4ktwr4U:JK46:7==58](mailto:myyux?44q1tktwr3u4ktwr4U:JK46:7==58)

#### <添付書類>

- 事業計画書（様式2）

### (3) 審査及び結果の通知

提出された補助金交付申請書を書類審査（必要に応じて行う現地調査等）により、交付・不交付を決定し、書面で結果を通知します。

## 3 補助金交付決定後の流れ

交付申請書の内容に基づき、事業に取り組んでいただきます。市は必要に応じて、事業の進捗や成果を確認するため、資料提出依頼や現地調査をいたします。

## 4 実績報告書の提出

事業完了後、電子申請フォームで実績報告を行ってください。

[myyux?44q1tktwr3u4ktwr4U:JK46:7><6>](mailto:myyux?44q1tktwr3u4ktwr4U:JK46:7><6>)

#### <添付書類>

- 補助事業成果報告書（様式4）
- 補助対象経費の請求書・領収書等の写し
- その他参考資料（製作物の添付や事業実施の様子が確認できる写真 など）

## 5 補助金の確定及び支払い

提出された補助金実績報告書を書類審査（必要に応じて現地調査等）し、補助事業が適正と認められた場合は、補助金額を確定し、書面により通知します。その後、補助事業者からの請求書に基づき、補助金を支払いします。

## 6 注意事項等

- ・補助事業終了後の5年間、各年度における補助事業の成果等に関する調査に協力してください。また、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を保存してください。
- ・長岡市が行う補助事業の成果のPR事業（例：ホームページ・パンフレット等を作成する際の資料の提供等）に協力してください。

## 7 その他

- ・本補助金の申請にあたっては、本公募要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市販路開拓エキスパート活用促進補助金交付要綱」をご確認ください。
- ・本補助金の申請等に係る各種様式については、長岡市ホームページからダウンロードできます。

### <問い合わせ先>

長岡市商工部産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎6階

TEL：0258-39-2222 / FAX：0258-36-7385

Eメール：shoko@city.nagaoka.lg.jp